

土地調査測量標準示方書 平 15. 10. 1 機構規程第 147 号

改正	平17. 4 機構規程第16号	平20. 9 同	第78号	平20. 9 同	第80号	
	平21. 4 同	第2号	平21. 7 同	第20号	平25. 12同	第32号
	平26. 3 同	第55号	平29. 3 同	第81号	平29. 5 同	第2号
	平31. 1 同	第46号	令 3. 6 同	第41号	令 5. 11同	第39号
	令 6. 3 同	第72号	令 7. 3 同	第44号		

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の鉄道施設等の建設に係る土地の調査測量業務（以下「土地調査測量業務」という。）については、用地取得及び保守規程（平成 15 年 10 月機構規程第 146 号）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構測量作業規程（平成 20 年 9 月機構規程第 78 号。以下「測量作業規程」という。）並びにその他の法令等の定めるところによるほか、この示方書の定めるところによる。なお、追加示方書が付加されたときは、追加示方書を優先適用するものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この示方書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「測量区域」とは、土地調査測量業務を行う区域であって別途図面等で指示する範囲をいう。
- (2) 「権利者」とは、測量区域内に存する土地及びこれに関連する土地の所有者及び所有権以外の権利（借地権、地上権、占有権等）を有する者をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約担当役から監督命令を受けた職員をいう。
- (4) 「検査員」とは、契約の履行提供の届出を受け、目的物について完了検査を実施する者で契約担当役が指定した職員をいう。
- (5) 「主任技術者」とは、土地調査測量業務の適正な履行を確保するため技術上の管理をつかさどる者をいい、主任技術者は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 48 条に規定する測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。

ただし、第 3 章資料調査のみを行う場合にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 3 条第 1 号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（土地調査部門）又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者としてすることができる。

- (6) 「協力者」とは、受注者が土地調査測量業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- (7) 「指示」とは、発注者の発議により監督員が受注者に対し、土地調査測量業務の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査員が検査結果を基に受注者に

対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。

(8) 「承諾」とは、受注者が申し出た土地調査測量業務の遂行に必要な事項等について、監督員が同意することをいう。

(9) 「協議」とは、監督員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で土地調査測量業務の内容又は取扱い等について合議することをいう。

(10) 「報告」とは、受注者が土地調査測量業務に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて監督員に報告することをいう。

(施行上の義務及び心得等)

第3条 受注者は、土地調査測量業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続は、迅速に処理しなければならない。

(2) 土地調査測量業務で知り得た権利者等の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。

(3) 土地調査測量業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

(4) 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

2 受注者は、土地調査測量業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、土地調査測量業務の結果（土地調査測量業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 受注者は、土地調査測量業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を主任技術者等業務に従事する者以外には秘密としなければならない。

(3) 受注者は、土地調査測量業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を土地調査測量業務の完了後においても第三者に漏らしてはならない。

(4) 土地調査測量業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、土地調査測量業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。

(5) 受注者は、土地調査測量業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却又は消去若しくは破棄を確実に行わなければならない。

(6) 受注者は、土地調査測量業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ、又はそのおそれがある場合には、これを速やかに

発注者に報告するものとする。

- 3 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、土地調査測量業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 4 (1) 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
(2) 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

（業務の着手）

第 4 条 受注者は、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く。）以内に土地調査測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が土地調査測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

（提出書類）

第 5 条 受注者は、契約締結後に必要な書類を整えて、監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。

- 2 受注者は、土地調査測量業務が完了したときは、速やかに関係図面等を点検整備し、必要な書類を整えて、監督員を経て発注者に提出しなければならない。

（テクリスへの登録）

第 6 条 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約、変更又は完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、契約時は契約締結後、15 日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く。）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、実施計画書に示した技術者とする。

また、受注者は、契約時において、調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、役務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

例：【低】〇〇新幹線、〇〇〇〇

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、土地調査測量業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

（貸与品等）

第7条 受注者は、土地調査測量業務を実施するに当たって、必要となる図面等の資料、機械器具、その他材料を貸与品等として使用するときは、発注者から貸与又は支給を受けなければならない。

2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議しなければならない。

3 貸与品等の品名及び数量は、追加示方書によるものとし、貸与品等の引渡しは、貸与品等引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。

4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書（様式第2号）を作成して監督員を経て発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、土地調査測量業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等精算書（様式第3号）及び貸与品等返納書（様式第4号）を作成し、返納する貸与品等とともに監督員を経て発注者に提出しなければならない。

（業務報告等）

第8条 受注者は、土地調査測量業務の実施に先立ち実施計画書等の作成を行い、主任技術者立会いのうえ監督員と協議し、指示を受けなければならない。この場合に、協議及び指示事項で発注者又は受注者のいずれかが特に必要と認めた事項については、書面により記録するものとする。

2 受注者は、業務の進捗状況を必要に応じて監督員に報告しなければならない。

（監督員の審査）

第9条 受注者は、土地調査測量業務の実施状況について、監督員が審査を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項の審査においては、主任技術者を立ち合わせなければならない。

（部分使用）

第10条 受注者は、土地調査測量業務の実施期間中であっても、監督員が特に必要と認め、成果品の一部の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項で提出した成果品について、監督員が審査を行うときは、主任技術者を立ち合わせなければならない。

（検査）

第11条 受注者は、検査員が土地調査測量業務の完了検査を行うときは、「電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】」（平成21年7月31日付け鉄計調第1号通達。以下「ガイドライン」という。）に基づき準備を行うとともに、主任技術者を立ち合わせなければならない。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の措置について、検査員から指示があったときは、速やかにその指示に従わなければならない。

(成果品)

第 12 条 受注者は、別記土地調査測量成果品一覧表に掲げる成果品等で追加示方書に掲げる成果品を提出しなければならない。

2 受注者は、成果品提出の際に、個々の成果品の作成者を記載した成果品一覧表を併せて提出しなければならない。

3 電子化すべき成果品は、「測量成果電子納品要領（案）」（平成 21 年 3 月 31 日付け鉄計調第 6 号通達）及びガイドラインに基づき作成するものとする。

(再委託)

第 13 条 土地調査測量業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等については、作業を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、作業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、監督員の承諾を得なければならない。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、資料の収集、単純な集計等の技術的判断を必要としない簡易な作業を委任し、又は請け負わせようとするときは、監督員の承諾を必要としない。

3 受注者は、作業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに作業を実施しなければならない。なお、協力者は、機構の指名停止を受けている期間中の者であってはならない。

(疑義)

第 14 条 受注者は、土地調査測量業務の実施に当たり、この示方書（追加示方書を含む。）及びその他の事項に疑義が生じた場合は、主任技術者の立会いのうえ監督員と協議しなければならない。

第 2 章 土地調査測量業務の基本

(業務従事者の資格)

第 15 条 主任技術者又は土地調査測量業務に従事する者（補助者は除く。以下「業務従事者」という。）は、測量法第 48 条に規定する測量士又は測量士補の資格を有する者でなければならない。ただし、局地的な土地調査測量業務を行うに当たっては、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 3 条に規定する土地家屋調査士（以下「土地家屋調査士」という。）、第 3 章資料調査及び第 9 章土地調書の作成に当たっては、公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関し実務の経験を 10 年以上有する者をいう。）又は監督員がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者によることができるものとする。

(身分証明書の携帯)

第 16 条 受注者は、土地調査測量業務の着手に当たり、あらかじめ身分証明書交付

願（様式第5号の1）を発注者に提出し、主任技術者、業務従事者及び補助者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する時に携帯させるものとする。

2 主任技術者、業務従事者及び補助者は、権利者等から請求のあったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、土地調査測量業務が完了したときは、速やかに身分証明書を発注者に返納するとともに、身分証明書返納書（様式第5号の2）を発注者に提出しなければならない。

（現地踏査）

第17条 受注者は、土地調査測量業務の実施に先立ち、測量区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地等の概況を把握しなければならない。

（立入りの同意書）

第18条 受注者は、土地調査測量業務のために権利者の占有する土地等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、同意が得られないものにあつてはその理由を付して速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

（障害物の伐除）

第19条 受注者は、土地調査測量業務を行うため、障害物を伐除しなければ土地調査測量業務が困難と認められるときは、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第6号）を作成して監督員に提出しなければならない。

（作業区分）

第20条 土地調査測量業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 資料調査
- (2) 境界確認
- (3) 境界測量
- (4) 面積計算
- (5) 用地実測図データファイルの作成
- (6) 用地平面図データファイルの作成
- (7) 土地調書の作成

第3章 資料調査

（公図等の転写）

第21条 受注者は、測量区域内の土地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所（以下これらを「管轄法務局等」という。）に備える地図、地図に準ずる図面若しくは地積測量図又は地方公共団体に備える地図等（以下「公図等」という。）を転写し、次の各号に定める事項を書き入れなければならない。

- (1) 転写した公図等には、公図等の着色に従って着色する。
- (2) 転写した公図等には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- (3) 転写した公図等には、管轄法務局等名又は地方公共団体名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記載する。

（公図等転写連続図の作成）

第 22 条 受注者は、前条及び次条の調査が完了したときは、転写した公図等の各葉を複写して連続させた公図等転写連続図（以下「転写連続図」という。）を作成し、土地所有者名及び工事計画平面図等に基づき土地の取得又は使用の予定線を記入するとともに、管轄法務局等名及び転写年月日の記載並びに転写を行った者の記名を行うものとする。

（土地の登記記録の調査）

第 23 条 受注者は、測量区域内の土地について、管轄法務局等の土地の登記記録により、次の各号の調査を行うものとする。

- (1) 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- (2) 不動産番号
- (3) 地目及び地積
- (4) 登記名義人の氏名等及び住所等
- (5) 共有土地については、共有者の持分
- (6) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (7) 仮登記等があるときは、その内容
- (8) その他必要と認める事項

（建物の登記記録等の調査）

第 24 条 受注者は、測量区域内に存する建物について、管轄法務局等の建物の登記記録によって、次の各号の調査を行うものとする。

- (1) 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付
- (2) 登記名義人の氏名等及び住所等
- (3) 共有建物については、共有者の持分
- (4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (5) 仮登記等があるときは、その内容
- (6) その他必要と認める事項

2 その他の登記記録等については、前項に準じて必要と認められる事項の調査を行うものとする。

（権利者確認調査）

第 25 条 受注者は、前 2 条に規定する調査が完了したときは、実地調査及び次の各

号に定める書類等により、権利者確認の調査を行い、戸籍簿等調査表(様式第7号)に所要の事項を記載するものとする。

- (1) 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- (2) 商業登記簿、法人登記簿等

2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 権利者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
- (3) 権利者に法定代理人、保佐人、補助人又は任意後見人があるときは、これらの者の氏名及び住所
- (4) 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所

3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 法人を代表する者の氏名及び住所
- (3) 法人につき清算人又は破産管財人が就任しているときは、これらの者の氏名及び住所

4 第1項及び第2項の確認調査の結果、更に調査が必要であると認められるものについては、監督員の指示に従い調査を行うものとする。

5 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名、住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(調査表の作成)

第26条 受注者は、第23条から前条までの調査が完了したときは、調査した事項について、土地調査表(一覧)(様式第8号の1)、土地調査表(様式第8号の2)、建物調査表(一覧)(様式第9号の1)及び建物の登記記録等調査表(様式第9号の2)に所定の事項を記載しなければならない。なお、各調査表の編てつは町名及び字ごとの地番順に行うものとする。

第4章 境界確認

(公共用地境界確定の打合せ)

第27条 受注者は、測量区域内に国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第1項の規定に基づく部局長等の長又は同第3項の規定に基づく都道府県の知事若しくは市町村の長(以下これらを「部局長等」という。)が管理する国有財産が存するとき又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長等又は公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について、監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第28条 受注者は、前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき、公

共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行わなければならない。

2 受注者は、部局長等又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 受注者は、前条の打合せの結果、第 22 条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長等又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合は、これに必要な作業を行わなければならない。この場合において、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第 32 条第 2 項に準じた同意を取り付けるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第 29 条 受注者は、前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行わなければならない。

(立会い準備)

第 30 条 受注者は、測量区域内の私有地等において、次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる所有権、借地権、地上権等の権利者一覧表を第 21 条、第 23 条及び第 25 条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 受注者は、前項の権利者一覧表の作成が完了したときは、監督員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。

(境界立会いの画地及び範囲)

第 31 条 受注者は、測量区域内において、測量作業規程第 679 条第 2 項各号に定める画地の境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

(境界立会い)

第 32 条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に召集し、次の各号の手順により境界点の立会いを行わなければならない。

(1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得ること。

(2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等（管轄法務局等備付けの地積測量図を含む。）によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。

(3) 前号の作業によって表示した境界点について、関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径 15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。

(4) 前 3 号で確認した境界点については、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地

境界確認書（様式第 10 号）に確認のための署名押印を求めなければならない。

- 3 受注者は、第 1 項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その理由等を整理し監督員に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。
 - (1) 関連する権利者全員の同意が得られないとき。
 - (2) 関連する権利者の一部が立会いを拒否したとき。
 - (3) 必要な境界点を確定するために、測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき。

第 5 章 境界測量

（土地調査測量業務の基準点）

第 33 条 受注者は、土地調査測量業務に使用する基準点について当該事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。

- 2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには、監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

（補助基準点の設置）

第 34 条 受注者は、第 28 条及び第 32 条で確定した公共用地、民有地の境界点を観測するために必要となる補助基準点を、4 級基準点以上の基準点から設置しなければならない。この場合の精度は、4 級基準点に準ずるものとする。ただし、市街地等であって、すべての境界点を観測するための補助基準点設置が困難なときは、突出支点を設置できるものとする。

（境界測量）

第 35 条 受注者は、各境界点の測量を行うときは、測量作業規程第 681 条の規定により基準点から放射法等により各境界点を測量しなければならない。

- 2 受注者は、前項の測量完了後、土地の実測平面図の作成に必要な主要な建物等の位置を併せて観測しなければならない。

（用地境界仮杭の設置）

第 36 条 受注者は、境界測量等の作業が完了し土地の取得又は使用の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき、次の各号により土地の取得又は使用の対象となる仮用地幅線（以下「仮用地幅線」という。）と筆界との交点に用地境界仮杭を設置しなければならない。

- (1) 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
- (2) 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径 15mm）等のものとする。

- (3) 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色する。
- 2 受注者は、前項の用地境界仮杭が建物等で支障となって設置が困難なときには、その理由等を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合において、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に十分理解させたいうで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

第6章 面積計算

(面積計算の範囲)

第37条 面積計算の範囲は、第31条に定める画地を単位とし、次の各号により行うものとする。

- (1) 画地のすべてが仮用地幅線の内に存するときは、その画地面積
- (2) 画地が仮用地幅線の内外に存するときは、土地の取得又は使用の対象となる土地面積
- (3) 前2号の他、土地の取得又は使用の対象となる土地以外の土地（残地等）面積

(面積計算の方法)

第38条 面積計算は、原則として座標法によるものとする。

(計算数値の取扱い)

第39条 計算数値の取扱いは、次の各号のとおりとし、端数は切り捨てるものとする。

- (1) 長さ m単位 小数点以下3けた
- (2) 面積 m²単位 小数点以下6けた

第7章 用地実測図データファイルの作成

(用地実測図データファイルの作成)

第40条 受注者は、第35条の規定における測量により得られた成果に基づき、次項各号に規定する項目のうち監督員が指示する事項について用地実測図データファイルを作成しなければならない。

2 用地実測図データは、次の各号に掲げる項目を標準とする。この場合の図示方法は、別表用地実測原図図示法によるものとする。

- (1) 基準点及び境界点（官民、所有権、借地権、地上権等境界点）及び境界線
- (2) 面積計算表
- (3) 各筆の地番、不動産番号、地目（現況地目を含む。）、土地所有者及び借地人等氏名
- (4) 境界辺長
- (5) 隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線
- (6) 第37条の規定により行った面積計算の数字

- (7) 借地境界並びに借地の面積計算の数字
- (8) 測量中心線並びに同線上 20m、100m及び 1 km ごとの記号及びそのキロ程
- (9) 仮用地幅杭及び仮用地幅線
- (10) 測量中心線上 20m ごとの仮用地幅杭の枝距。ただし、仮用地幅杭の位置が 20 m 以外のときは、そのキロ程と枝距を記入すること。
- (11) 駐車場の名称（仮称を含む。以下同じ。）、中心位置及びそのキロ程（起点名を併記して必要により駐車場区域及びそのキロ程を記入すること。）
- (12) 始末端のキロ程及び始末端方向の停車場名
- (13) 距離更正点並びにそのキロ程及びその更正距離
- (14) 曲線の始終点、そのキロ程、半径、交角、切線長及び曲線長等
- (15) 緩和曲線の始終点、そのキロ程、半径、交角、移動距離、切線長及び曲線長等
- (16) 図面の名称、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、縮尺、測量完成年月日、計画機関、作業機関等
- (17) 都道府県、郡、市区町村、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
- (18) 現況地目
- (19) 鉄道、軌道、道路、河川（水路を含む。）、港湾、運河、池沼等の位置及び名称
- (20) 建物及び工作物
- (21) 画地及び残地の面積
- (22) その他

第 8 章 用地平面図データファイル等の作成

（用地平面図データファイルの作成）

第 41 条 受注者は、用地実測図データの境界点の座標値等の必要項目を抽出し、次項に基づき用地平面図データファイルを作成しなければならない。

2 用地平面図データは、前条第 2 項各号に掲げる項目のうち、監督員が指示する事項について作成するものとする。

（地積測量図等の作成）

第 42 条 受注者は、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 73 条から第 78 条までの規定に基づき地積測量図及び土地所在図を作成するものとする。

2 受注者は、土地現地調査書を、監督員の指示に基づいて作成するものとする。

第 9 章 土地調書の作成

（土地調書の作成）

第 43 条 受注者は、第 3 章から前章までに定める業務の成果品により土地調書（様式第 11 号）を作成しなければならない。

第10章 様 式

(様式)

第44条 この規程に定める様式は、機構用地部長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月28日機構規程第16号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に業務外注手続中のものについては、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成20年9月11日機構規程第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年9月11日から施行する。

附 則 (平成20年9月11日機構規程第80号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年9月11日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に業務外注手続中のものについては、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成21年4月1日機構規程第2号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に発注手続中のものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成21年7月31日機構規程第20号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に発注手続中のものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月2日機構規程第32号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年12月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に業務外注手続中のものについては、なお従前の例

によることができる。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日機構規程第 55 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規程の施行の際、現に業務外注手続中のものについては、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日機構規程第 81 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 19 日機構規程第 2 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規程の施行の際、現に業務外注手続中のものについては、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 31 年 1 月 8 日機構規程第 46 号）

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 29 日機構規程第 41 号）

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、この規程の施行の際、現に業務外注手続中のものについては、なお従前の例によることができる。

附 則（令和 5 年 11 月 29 日機構規程第 39 号）

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。ただし、この規程の施行の際、現に業務外注手続中のものについては、なお従前の例によることができる。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日機構規程第 72 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 6 日機構規程第 44 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規程の施行の際、現に業務外注手続中のものについては、なお従前の例によることができる。